

第8次深川市農業振興計画

～次代につなぐ活力と

魅力ある農業・農村づくりを目指して～

計画期間 令和2年度～令和6年度

(概要版)



目 次

I	深川市農業振興計画策定にあたって	
1	策定の背景・目的	1
2	第7次深川市農業振興計画の取組状況	1
3	計画の性格	1
4	計画期間	1
5	策定の体制	1
II	深川市農業・農村の現状	
1	地理的条件	2
2	農業構造	2
3	主要作物	2
4	農業粗生産額	3
III	深川市農業の主要課題	
1	農業経営の安定化	4
2	担い手の育成・確保	4
3	環境保全の重要性	4
4	食の安全・安心への関心の高まりと農村の活性化	4
5	農村環境の構築	4
IV	取組みの基本方向	
1	農業所得の十分な確保	5
2	多様な担い手と労働力の確保	5
3	環境と調和した農業の推進	6
4	地産地消及び都市と農村の交流推進	6
5	豊かさと活力ある農村の構築	6
V	農業・農村施策の展開方向	省略
	施策体系	7
VI	目標とする農業指標	8

I 深川市農業振興計画策定にあたって（計画案 1～3 頁）

1 策定の背景・目的

深川市では、平成 27 年に「第 7 次深川市農業振興計画」を策定し、農業振興施策を推進してまいりましたが、農業・農村の現状は、自由貿易協定の発効によるグローバル化の進展、国内における主食用米の需要量の減少、農業者の高齢化・後継者不足、労働力不足のほか、近い将来において規模拡大に限界が生じ、農業生産活動はもとより優良農地の利用や保全に支障を来す恐れがあるなど、多くの課題を抱えています。

このため、これら農業を取り巻く環境を踏まえつつ、次代につなぐ活力と魅力ある農業・農村づくりを目指し、深川市農業振興条例に基づき、農業・農村の発展を目指す施策を推進することを目的に、第 8 次深川市農業振興計画を策定するものです。

2 第 7 次深川市農業振興計画の取組状況

第 7 次深川市農業振興計画は、平成 27 年度から令和元年度までの 5 か年計画として策定し、5 つの基本方向に沿った取り組みを進めてきました。

取り組みの基本方向
◆ 農業所得の十分な確保
◆ 多様な担い手の育成・確保と農地流動化の推進
◆ 環境と調和した農業の推進
◆ 地産地消及び都市と農村の交流推進
◆ 豊かさや活力ある農村の構築

3 計画の性格

この計画は、条例の目的を実現するため、本市が講ずる農業・農村の総合的な振興を推進するための基本的な施策の方向を示すものです。

4 計画期間

この計画は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間に計画期間とします。

5 策定の体制

第 8 次深川市農業振興計画の策定にあたっては、農業者意向調査を実施するとともに、農業者や有識者、関係団体により構成する「深川市農業振興委員会」からの提言を踏まえ原案を作成し、策定しました。

Ⅱ 深川市農業・農村の現状（計画案 4～8 頁）

1 地理的条件

本市は、北海道のほぼ中央、空知管内の北部に位置し、東西に 22 km、南北に 47 km、総面積は 529.23 km²です。

2 農業構造

(1) 耕地面積

年々微減傾向にあります。地目別では田が耕地全体の約 75% を占めています。

(2) 農家戸数と農業従事者

農家戸数は、後継者不足や高齢化などにより減少し、平成 30 年では平成 27 年に比べ約 6.9% 減の 786 戸となりました。

(3) 経営主の年齢別構成

60 歳以上の経営主が平成 30 年で全体の約 41.4% を占め、依然として高齢化率は高い状況です。

(4) 経営形態別農家戸数

水稻主体農家が平成 27 年で全体の 55% を占めていましたが、減少を続け平成 30 年では、全体の 53% となりました。

(5) 経営規模の推移

農家戸数の減少に伴い規模拡大が進み、平成 30 年で 10ha 以上の割合が 70% となり、そのうちの半数以上が 15ha 以上の経営規模となっています。

(6) 認定農業者と農地所有適格法人

認定農業者は平成 5 年の制度創設以来増加の傾向でしたが、平成 18 年をピークに農家戸数の減に応じて減少に転じました。しかし、全農家戸数に占める割合は増加しており、平成 30 年には 62% に相当する経営体が認定を受けています。

(7) 離農と新規就農の状況

離農戸数は、8～30 戸程度で推移しており、主な理由は、「労働力不足」となっています。新規就農者は、10 名前後で推移しており、Uターン就農が多い状況です。

3 主要作物

(1) 水稻

水稻の作付面積は、年々減少し平成 30 年の作付面積は 5,341ha で、生産調整（水田の転作率）は約 31～36% の間で推移しています。

(2) 畑作物

畑作物は、水田地帯では生産調整を実施するための作物として、畑作地帯では輪作体系を基本にしながら、小麦、大豆、小豆、馬鈴しょ、そば等の作付けが行われています。

平成30年の作付面積は3,753haとなっています。

(3) 野菜・花き・果樹

高齢化や労働力不足の影響等でいずれも作付面積は減少しています。

野菜は、重量野菜が減少傾向となっていますが、きゅうりは道内の主産地としてブランド力を持ち、安定的な生産が行われています。

花きは、スターチスを中心とした生産が行われ、産地として高い評価を受けています。

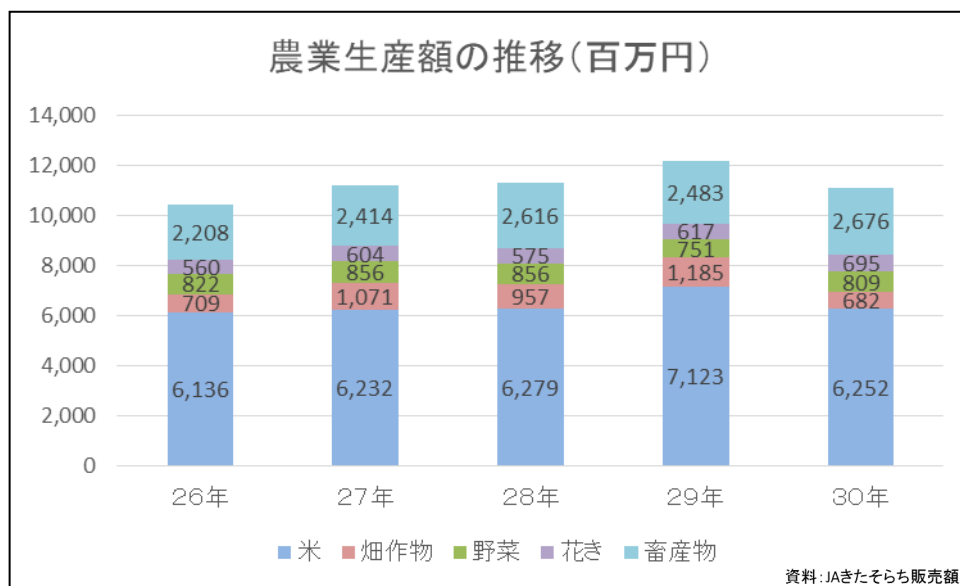
果樹は、おうとう、りんご、醸造用ぶどうを中心に作付けが行われ、一部では観光農園の取り組みも行われています。

(4) 家畜の飼育頭数

畜産は、水田との複合経営が多く、農業生産額も順調に伸びています。飼育頭数は、乳牛は減少しており、鶏については横ばいで推移していますが、肉牛は増加傾向で、ここ数年6,000頭以上で推移しています。

4 農業粗生産額

農業粗生産額は、平成26年から平成29年まで4年連続で豊作であったことから、平成29年のJA販売額は121億5千9百万円となりましたが、平成30年は天候不良により111億1千4百万円となりました。作物別では、米が全体の半数以上を占めています。



Ⅲ 深川市農業の主要課題（計画案 9～10 頁）

本市における農業が抱える主要な課題は次のとおりです。

1 農業経営の安定化

- ・消費者に評価される売れる農産物の生産と販路拡大、6次産業化の取組。
- ・区画整理などの圃場整備や暗渠排水、用排水施設の計画的・持続的な整備と農業者負担の軽減。

2 担い手の育成・確保

- ・意欲ある担い手への農地集積、農業後継者や新規参入者、農地所有適格法人など優れた多様な担い手の育成・確保。
- ・認定農業者、組織経営体など意欲ある農業経営体育成。農作業受委託組織の育成・強化
- ・農業における多様な人材による労働力確保の取組。
- ・農業後継者、新規参入者等の働きやすい環境づくりの外、女性農業者の経営参画促進や高齢者の生産、地域活動に参加できる農村づくり。

3 環境保全の重要性

- ・クリーン農業や有機農業などの取組推進。
- ・農業生産工程（GAP）の導入促進と消費者に安全・安心で高品質な農産物を提供するための取組。
- ・自然環境の保全や生産コストの削減に向けたエネルギー利用の効率化・省力化の検討。
- ・再生可能エネルギーの導入と農村地域の資源を利用したバイオマス資源の利活用にかかる調査・検討。

4 食の安全・安心への関心の高まりと農村の活性化

- ・地域で採れた農産物を地域で消費する取組。
- ・都市住民との交流を促進するグリーンツーリズムや農業体験・加工体験の推進の外、関係人口の増加を図る取組。

5 農村環境の構築

- ・農業・農村の基盤となる農地・水・環境の保全と質的向上を図る。
- ・病害等や鳥獣害被害防止の取組と作物や家畜への病害等に対する予防対策。
- ・自然災害発生に備えた予防的対応や発生後の迅速な対応。

IV 取り組みの基本方向（計画案 11～13 頁）

食料・農業・農村基本法に基づき、政府が中長期的に取り組むべき方針を定めた「食料・農業・農村基本計画」が令和2年3月に閣議決定されました。

本市としましては、「食料・農業・農村基本計画」の理念を踏まえ、将来にわたって活力と魅力ある農業・農村の構築のための取り組みを目指すこととします。

本計画は、本市においてこれまでも展開してきた農業経営の安定化対策、担い手の育成・確保対策等を一層推進し、次に示す5つの柱を取り組みの基本方向と施策を展開します。

1 農業所得の十分な確保

(1) 農畜産物の安定的な生産の促進

高品質な農産物を低コストで安定的に生産・供給する。高収益作物の導入や高付加価値化への取組。ふかがわ米ブランドの定着と高品質米の安定生産・供給を推進、畑作物や園芸作物の安定生産、高度な飼養管理技術に基づく肉牛経営の推進。

(2) スマート農業の推進

作業の効率化・省力化を推進するため、スマート農業の導入を促進。

(3) 力強い生産基盤の確立

土地改良施設等の計画的整備の推進。

(4) 経営の多角化

農産物の6次産業化と地元農産物の販売のPR活動や市場開拓の推進。

(5) 農業経営の体質強化

農業経営指導の充実と制度資金の活用促進。

(6) 農地の流動化対策

農地を健全に引き継ぐため、「人・農地プラン」に位置付けられた地域の中心経営体への円滑な利用集積や農地中間管理事業を利用した有効利用の促進。

2 多様な担い手と労働力の確保

(1) 担い手の育成・確保

農業後継者の就農や研修等に対する支援。新規参入者が就農しやすい環境づくりや意欲ある担い手の育成・確保。農地所有適格法人による経営の促進、農作業受委託組織の農業経営支援組織の体制強化。

(2) 労働力の確保

農作業のアルバイト求人、福祉分野との連携による就労支援など農外からの多様な人材による労働力の確保。他産業との連携による人材の確保、外国人材の活用についての検討。

(3) 女性・高齢者の経営参画

女性農業者が農業経営や農村活動に参画できる環境の整備。高齢者が安心して暮らし、社会参加できる農村づくりの推進。

(4) 働き方改革の推進

農業現場で必要な人材を獲得するための、働きやすい環境づくりの推進。

3 環境と調和した農業の推進

(1) クリーン農業の推進

家畜ふん尿の有効利用や緑肥作物の導入による、土づくりの促進。各種認証表示制度への取組や定着化。農業生産工程管理（GAP）の推進。

(2) 環境対策の推進

廃プラスチック類などの農業系廃棄物の適正な処理の推進。廃ビニール等を活用した再生可能エネルギーの活用を関係機関とともに推進。化学肥料・化学合成農薬の低減や環境負荷を軽減する取組を支援する日本型直接支払対策を推進。バイオマス資源などの再生可能エネルギーの有効活用に向けた調査研究等の推進。

4 地産地消及び都市と農村の交流推進

(1) 地産地消の推進

消費者と生産者の相互の理解を深める活動を推進。市民が食に関する知識と選択力を習得し、豊かで健康な食生活を実践いただくため、第3次深川市食育推進計画に基づき、地域の特性と資源を活かした食育を推進。

(2) 都市と農村の交流促進

農業者自らが取り組む農業体験等の受け入れや、観光農園等の設置などのグリーンツーリズム事業、都市農村交流センターを拠点とした農泊、農業体験や加工体験の取組推進と情報発信の強化。

5 豊かさや活力のある農村の構築

(1) 農村環境の総合的な整備

都市住民との交流に応えられる地域づくりや豊かな自然環境を有する田園居住空間の形成と若者などが定住できる農村づくりを進めるため、道路網、生活排水施設などの農村環境整備を促進。

(2) 農業被害の防止と自然災害への対応

エゾシカなど鳥獣害防止対策と捕獲した鳥獣の適正な個体処理。農作物や家畜への病害等に対する予防対策を推進。

近年の自然災害を踏まえ、災害発生時の生産活動への影響が最小限に留まるよう適切な対応を図る。

V 農業・農村施策の展開方向（計画案 14～19 頁） IV取組の基本方向を細分化したものであり省略

◆農業所得の十分な確保

- 農畜産物の安定的な生産の促進
 - ・水田のフル活用
 - ・畑作物の振興
 - ・野菜・花き・果樹の振興
 - ・酪農・畜産の体質強化
- スマート農業の推進
 - ・新たな省力化技術の導入
- 力強い生産基盤の確立
 - ・ほ場条件の整備
 - ・農道の整備
 - ・農業農村整備事業に係る地元負担の軽減
- 経営の多角化
 - ・農畜産物を活用した加工と市場開拓
- 農業経営の体質強化
 - ・農業経営指導の推進
 - ・制度資金の活用促進
- 農地の流動化対策
 - ・優良農地の保全と有効活用
 - ・農地の利用集積の促進

◆多様な担い手と労働力の確保

- 担い手の育成・確保
 - ・農業後継者の育成
 - ・新規就農希望者の就農促進
 - ・法人経営の促進
 - ・農作業受委託組織の体制強化
- 労働力の確保
 - ・多様な労働力の確保
- 女性・高齢者の経営参画
 - ・女性の活動推進
 - ・高齢者の活動推進
- 働き方改革の推進
 - ・農業の働き方改革の推進

◆環境と調和した農業の推進

- クリーン農業の推進
 - ・土づくりの推進
 - ・安全・安心な農産物の生産
- 環境対策の推進
 - ・家畜排せつ物の適正管理と有効利用
 - ・農業用廃プラスチックの適正処理
 - ・多面的機能の維持・発揮
 - ・環境保全効果の高い営農活動
 - ・バイオマス資源等の活用

◆地産地消及び都市と農村の交流推進

- 地産地消の推進
 - ・食育の推進
 - ・地産地消と消費拡大の推進
- 都市と農村の交流促進
 - ・グリーンツーリズムの推進
 - ・農業体験や加工体験の推進

◆豊さと活力のある農村の構築

- 農村環境の総合的な整備
 - ・農村環境の整備
- 農業被害の防止と自然災害への対応
 - ・鳥獣害防止対策の推進
 - ・病害等対策の推進
 - ・自然災害への対応

VI 目標とする農業指標（計画案 21～23 頁）

計画書の営農類型は、「深川市農業経営基盤強化促進基本構想」（平成 29 年 3 月公告）で示したものであり、目標年間農業所得を 1 経営体おおむね 400 万円、目標年間労働時間を主たる従事者 1 人当たり 2,000 時間とした、認定農業者制度の営農類型となるものです。

実際の営農においては、この計画で示す指標及び営農類型を参考に、農業者個々の条件により、農業所得が確保できる経営を行っていく必要があります。